二八五　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件　一四　四
二八六　返納を命じた旅券を無効とする件　一四　四
二八七　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　三
二八八　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　三
二八九　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件　一七　四
二九〇　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四
二九一　ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画のための贈与等に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四
二九二　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一七　四
二九三　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　三
二九四　円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四
二九五　投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の効力発生に関する件　二五　七
二九六　水銀に関する水俣条約の附属書Ａの改正に関する件　二九　四
二九七　シリア・アラブ共和国をめぐる現下の国際情勢及び我が国との二国間関係に鑑み、シリアをめぐる問題の解決を目指す「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件」の一部を改正する件　二九　特53　一
二九八　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　三〇　215　四三
○財務省
二四〇　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件　七　三
二四一　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　九　二
二四二―二五〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　201　三
二五一―二五三　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　201　一〇
二五四―二五六　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　201　一一
二五七―二六〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　四
二六一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一一　六
二六二―二六三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一一　七
二六四　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　一五　三
二六五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係告示の整備に関する告示　一六　206　三〇
○財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省
二七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　一六　五
○財務省、農林水産省
二八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　二
二九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　三